

事例番号:360226

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 35 週 0 日 超音波断層法で異常所見なし

妊娠 36 週 0 日 胎動減少の自覚あり

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 1 日

10:10 胎動減少のため搬送元分娩機関受診

11:02- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少あり

12:33 胎動減少のため母体搬送で当該分娩機関入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 36 週 1 日

14:16 胎児心拍数異常のため帝王切開で児娩出

分娩当日 血液検査で AFP 11306.0ng/mL、胎児ヘモグロビン 6.0%

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 1 日

(2) 出生時体重:2300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.27、BE -12mmol/L

(4) Apgarスコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク、チューブ・バック)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 胎児母体間輸血症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 11 日 頭部 MRI で大脳基底核、視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 4 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児母体間輸血症候群による胎児の重症貧血によって循環障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。

(2) 胎児母体間輸血症候群の原因は不明である。

(3) 胎児母体間輸血症候群の発症時期は、妊娠 35 週 0 日の妊婦健診以降、妊娠 36 週 0 日までの間であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関における妊娠 36 週 1 日の妊産婦からの電話連絡への対応 (胎動減少の訴えに対し来院を指示)は一般的である。

(2) 搬送元分娩機関受診時の対応 (分娩監視装置装着、超音波断層法実施)、お

よび胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少と判読し、高次医療機関に母体搬送としたことは、いずれも一般的である。

- (3) 当該分娩機関入院時の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法実施、血液検査実施、内診、胎児機能不全の診断で帝王切開決定)は一般的である。
- (4) 帝王切開決定から 52 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (7) 新生児に貧血が認められ、妊産婦の血液検査(AFP、胎児ヘモグロビン)を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)、および低体温療法の適応あり高次医療機関へ搬送としたことは、いずれも一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
  - (1) 搬送元分娩機関  
なし。
  - (2) 当該分娩機関  
なし。
- 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項
  - (1) 搬送元分娩機関  
なし。
  - (2) 当該分娩機関  
なし。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
  - (1) 学会・職能団体に対して  
胎児母体間輸血症候群の発症について、その病態、原因、リスク因子の解明が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。